

 令和 7 年度
茨城県鳥獣保護区等位置図(北部)
 The map of wildlife protection area in Ibaraki prefecture

凡 例 Legend	
	鳥 獣 保 護 区 Wildlife Protection Area
	特 別 保 護 地 区 Special Protection Area
	特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域（銃） Certain Hunting Equipment Prohibited Areas(Gun)
	狩 獵 鳥 獸 捕 獲 禁 止 区 域 （シマ シマ 虎 除 く） Hunting Wildlife Prohibited Area (Except For Wild Boar)
	イノシシ、ニホンジカ等の捕殺期間延長区域 （イノシシのみの捕殺期間延長はなし） Prolongation Period for Killing Wild Boars and Sika Deer (No Prolongation Period for Killing Only Wild Boars)
国 有 林	National Forest

通学路及び学校周辺での発砲はぜったいにやめましょう。

[illegible]

狩猟の注意事項

1. 出猟の際は、必ず狩猟者登録証及び銃砲所持許可証（銃猟を行う場合）を携帯し、
狩猟者記章を胸部または帽子につけること。
2. 鳥獣の捕獲禁止場所や、銃猟の禁止場所などを厳守すること。

捕獲禁止場所)

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| ① 鳥獣保護区、休猟区など | ① 特定猟具使用禁止区域（銃） |
| ② 公道や公園 | ② 住居が集まっている地域、広場や駅など多数の者が集まっている場所 |
| ③ 自然公園特別保護地区 | ③ 日没後から日の出前（新聞などで確認） |
| ④ 社寺境内および墓地 | ④ 銃声の達する恐れのある火器、建物、自動車、雷声、船舶などに向かった射撃 |

※指定猟法禁止区域では鉛散弾を使用することはできません。

- 種類が確実に判別できたときのみ、矢先を十分確認して銃を撃つこと。
- 銃の運搬の際は、弾をぬき、銃袋をして運ぶこと。
- 農耕地等の土地所有者に迷惑をかけたり、山火事を起こしたりしないよう十分注意すること。

6. 銃と弾薬は、必ず点検をし、別々の場所で厳重に管理すること。
7. 猟・なわの猟具には、住所・氏名・狩猟者登録票知事名・登録年度・登録番号を記載した金属製またはプラスチック製の標識を猟具ごとに必ず付けること。また狩猟期間最終日には、設置した猟具を必ず撤去すること。なお、なわ設置場所確保のための、標識のみの設置は控えること。

8. 狩猟者登録証は、令和8年4月30日までに捕獲報告を記入して返納すること。
●イノシシ及びニホンジカに限り3月31日まで捕獲することができます。ただし、3月16日からは、わな猟のみに限定し銃は止めさしにのみ使用が可能です。

- 禁止猟法の一部解除：輪の直径が12センチメートル以上のくくりわなも使用可能です
●令和8年1月4日～18日頃は、全国一斉の「ガンカモ類の生息調査の日」ですので、カモの狩猟は行わないようご協力をお願いします。また、個体数が少なくなっている三

- シガモ、ハシビロガモ及びビロガモは、捕獲を自願していただくようお願いします
- 猟犬の遺棄は「動物の愛護及び管理に関する法律」違反であり、遺棄した場合には100万円以下の罰金に処せられます。**猟犬が行方不明になった場合には速やかに、茨城県動物指導センター（笠間市日沢47、0296-72-1200）に連絡してください
- 猟犬には飼主がわかるような標識（マイクロチップ、鑑札、注射済票、名札など）を着けてください。**

- 足環のついた鳥類を捕獲、回収された方は、種類・場所・足環番号などを県民センターもしくは県央環境保全室または県環境政策課までお届けください。
- 空薬きょうは、必ず回収し、持ち帰るようにしてください。

- ◎ 狩猟鳥獣の種類及び狩門 ◎ 狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

◎狩猟鳥獣の種類及び期間

[illegible]

◎狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

羽 虱 鳥 獣 の 種 類	1日あたり羽虱羽(羽数)
ヤマドリ及びキジ（亜種のコウライキジを除く）に類する	合計して 2羽
エゾワシチョウ	2羽
コユキウ	5羽
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、キンシロガモ、キンランロウ、スズガモ及びクマガモ	合計して 5羽 (卵を使用する場合 あつては、羽虱用飼料 に200羽)
ヤマシギ及びタシギ	合計して 5羽
キジバト	10羽

茨城県鳥獣行政機関等一覧表

[illegible]

◎茨城県における日の出日の入時刻

(令和7年11月15日～令和8年3月31日)

以下の日の出、日の入時刻は県庁所在地(水戸市)のものであるため、実際に出発予定の市町村役場所在地における

[illegible]

◎狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

羽 虱 鳥 獣 の 種 類	1日あたり羽虱羽(羽数)
ヤマドリ及びキジ（亜種のコウライキジを除く）に類する	合計して 2羽
エゾワシチョウ	2羽
コユキウ	5羽
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、キンシロガモ、キンランロウ、スズガモ及びクマガモ	合計して 5羽 (卵を使用する場合 あつては、羽虱用飼料 に200羽)
ヤマシギ及びタシギ	合計して 5羽
キジバト	10羽

茨城県鳥獣行政機関等一覧表

[illegible]

狩猟の道義を守りましょう。

まず確認 はやる心が事故のもと
begin with confirmation, haste makes accident

ルール守って 楽しい狩猟
By protecting the rule joyful hunting

ですから狩猟の際は、標識を確認して下さい。
area. Confirm the sign when you play hunting.